

電気・電子機器リサイクルWGの 活動状況について

平成31年2月15日

商務情報政策局

情報産業課環境リサイクル室

電気・電子機器リサイクルWGの活動状況

- ◆ 平成10年5月に成立し、平成13年4月に本格施行された特定家庭用機器再商品化法(通称「家電リサイクル法」)に基づく施行状況等について調査するため、廃棄物・リサイクル小委員会の下に設置。
- ◆ この電気・電子機器リサイクルWGと中央環境審議会の小委員会との合同会合(以下「産構審WG・中環審小委合同会合」という。)において、平成26年10月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。
- ◆ 現在、各主体は、本報告書で提言された所要の取組を実施しており、回収率目標の設定を行い、その進捗状況等について、本報告書に基づいて、毎年1回、産構審WG・中環審小委合同会合でフォローアップしているところ。
- ◆ 委員については、学識経験者、関連業界(製造業者等、小売業者、地方公共団体の代表など)、消費者及び報道関係者から構成されている。

産構審WG・中環審小委合同会合委員名簿(第37回会合:平成30年12月10日現在)

細田 衛士	慶應義塾大学経済学部教授 ※座長	(敬称略、委員五十音順)	学識経験者 消費者等
石川 雅紀	神戸大学大学院経済学研究科教授		
梅田 靖	東京大学大学院工学系研究科教授		
大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長・環境委員長		
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授		
河口 真理子	株式会社大和総研調査本部主席研究員		
河野 博子	ジャーナリスト		
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー		
杉山 涼子	株式会社杉山・栗原環境事務所取締役 ・ 岐阜女子大学特任教授		
田崎 智宏	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター循環型社会システム研究室長		
西尾 チヅル	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授		
萩原 なつ子	立教大学社会学部教授		
村上 進亮	東京大学大学院工学系研究科准教授		
山本 雅資	富山大学極東地域研究センター教授		
伊藤 章	一般財団法人家電製品協会専務理事	製造業者等	製造業者等
小川 立夫	一般社団法人日本冷凍空調工業会家電リサイクル対応プロジェクト委員長		
佐藤 裕之	一般社団法人電子情報技術産業協会テレビリサイクル委員会委員長		
中島 光雄	一般社団法人日本電機工業会家電リサイクル委員会委員長		
山鹿 裕治	日本労働組合総連合会特別専門員(電機連合書記次長)		
金谷 隆平	大手家電流通協会会長	小売業者	小売業者
川村 仁志	株式会社ビックカメラ代表取締役 副社長執行役員		
峯田 季志	全国電機商業組合連合会会長		
山田 浩之	株式会社ヤマダ電機執行役員 総務本部長		
大熊 洋二	公益社団法人全国都市清掃会議専務理事	自治体ほか	自治体ほか
小迫 敏宏	日本労働組合総連合会特別専門員(全日本自治団体労働組合中央執行委員・現業局長)		
高橋 勝浩	全国市長会廃棄物処理対策特別委員会委員長(東京都稲城市長)		
古尾谷 光男	全国知事会事務総長		
吉岡 均	株式会社市川環境エンジニアリング常務取締役		

家電リサイクル法のポイント

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的（経済産業省・環境省の共管法）。エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目。

排出

排出者（消費者等）

- ① 適正な引渡し
- ② 収集・運搬、再商品化等（リサイクル）に関する料金の支払い

リユース

小売業者が引取義務（①・②）を負わない対象機器（一廃の場合）

収集・運搬

小売業者

引取義務（自ら回収・運搬する場合は、収集運搬業の許可不要）

- ① 自らが過去に販売した対象機器
- ② 買換えの際に引取りを求められた対象機器

引渡義務

廃棄物収集・運搬業許可業者
市区町村

再商品化等

指定引取場所（製造業者等が指定。全国各地340か所（平成30年7月現在））

引取義務

製造業者
輸入業者

自らが過去に製造・輸入した対象機器

指定法人

- ① 義務者不存在等
- ② 中小業者の委託

家電リサイクルプラント（全国47か所（平成30年7月現在））

再商品化等義務

廃棄物処分業許可業者
市区町村

廃家電の
管理が重要

管理票
（家電リサイクル券）
制度による確実な
運搬の確保

交付・回付

実施状況の
監視

家電リサイクル法の歩み

平成13年4月	家電リサイクル法本格施行
平成16年4月	対象品目に電気冷凍庫を追加
平成18年6月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において1度目の評価・検討の議論を開始
平成20年2月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成21年4月	対象品目に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加 法定の再商品化基準の見直し
平成25年5月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において2度目の評価・検討の議論を開始
平成26年10月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成27年3月	回収率目標の設定
平成27年4月	法定の再商品化基準の見直し
平成28年3月	回収率目標達成アクションプランの策定

今回、小委員会会合に御報告する内容

- ◆ 産構審WG・中環審小委合同会合においては、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」のフォローアップとして、引取台数や回収率をはじめとする法律の施行状況等や、回収率目標達成アクションプランに基づく取組の状況を確認している。
- ◆ 報告書の内容、回収率の考え方、アクションプランの内容等については平成28年度の小委員会会合に報告させていただいたため、今回は、産構審WG・中環審小委合同会合の活動状況のほか、直近の法律の施行状況等を御紹介させていただく。

今年度の産構審WG・中環審小委合同会合について

◆ 平成30年12月10日に、今年度の産構審WG・中環審小委合同会合を開催。

◆ 主に以下の項目について事務局から説明を行い、審議。

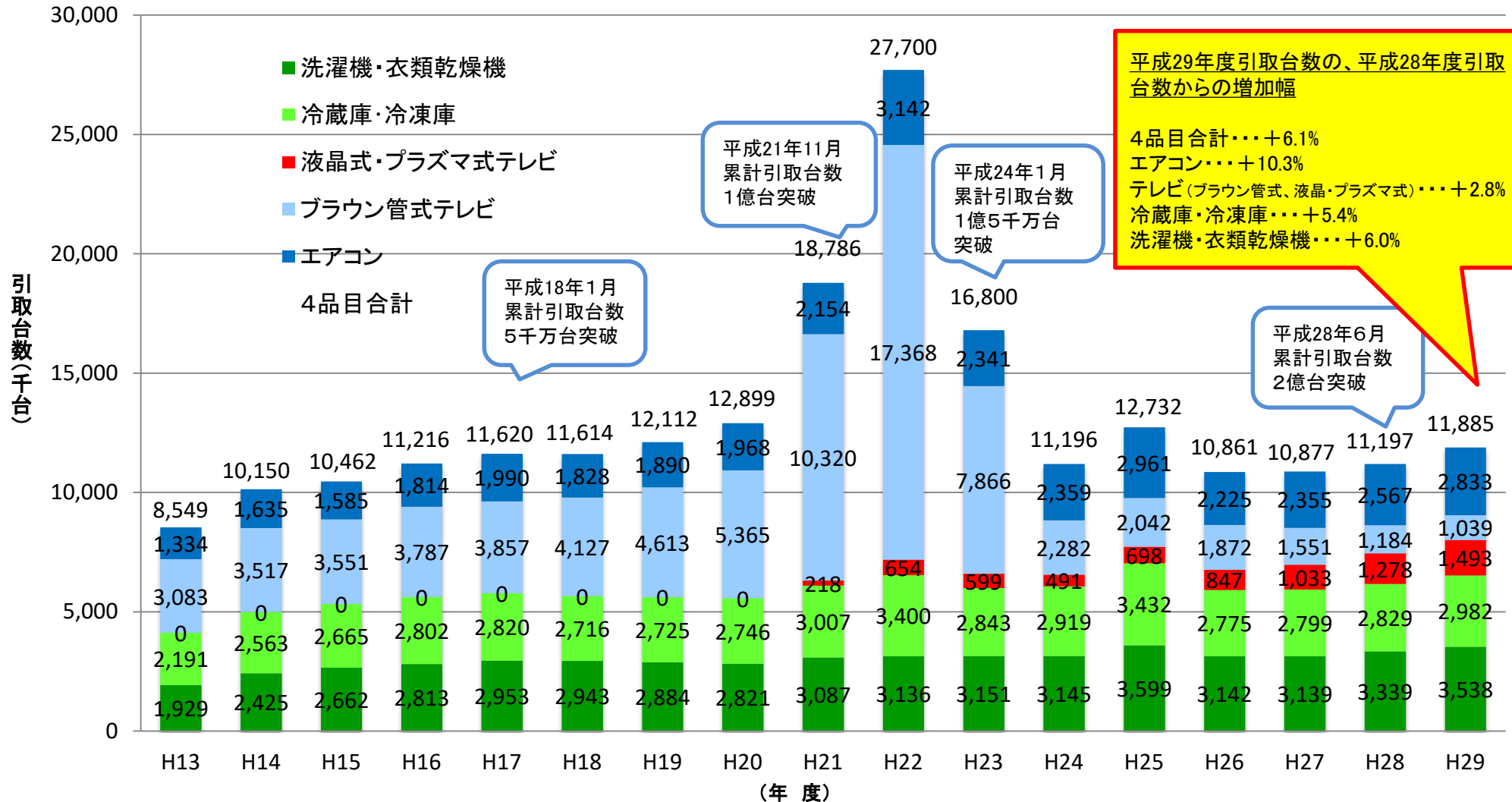
- ・家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について(経済産業省・環境省)
- ・排出者(消費者等)に対する周知・広報活動等について(経済産業省・環境省)
- ・「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」に係る回収体制の構築状況等に関する調査結果(環境省)
- ・小売業者への指導等について(経済産業省・環境省)
- ・違法な不用品回収業者・ヤード業者の対策について(環境省)
- ・廃棄物処分業者における特定家庭用機器廃棄物の適正処理の状況について(環境省)
- ・家電リサイクルに関連するその他の動きについて(環境省)

(参考)

家電リサイクル法の施行状況等について

製造業者等の指定引取場所における引取台数の推移

平成29年度、製造業者等が指定引取場所で引き取った台数は、**約11,885千台**となっており、**平成28年度に比べ約6%の増加**となっている。

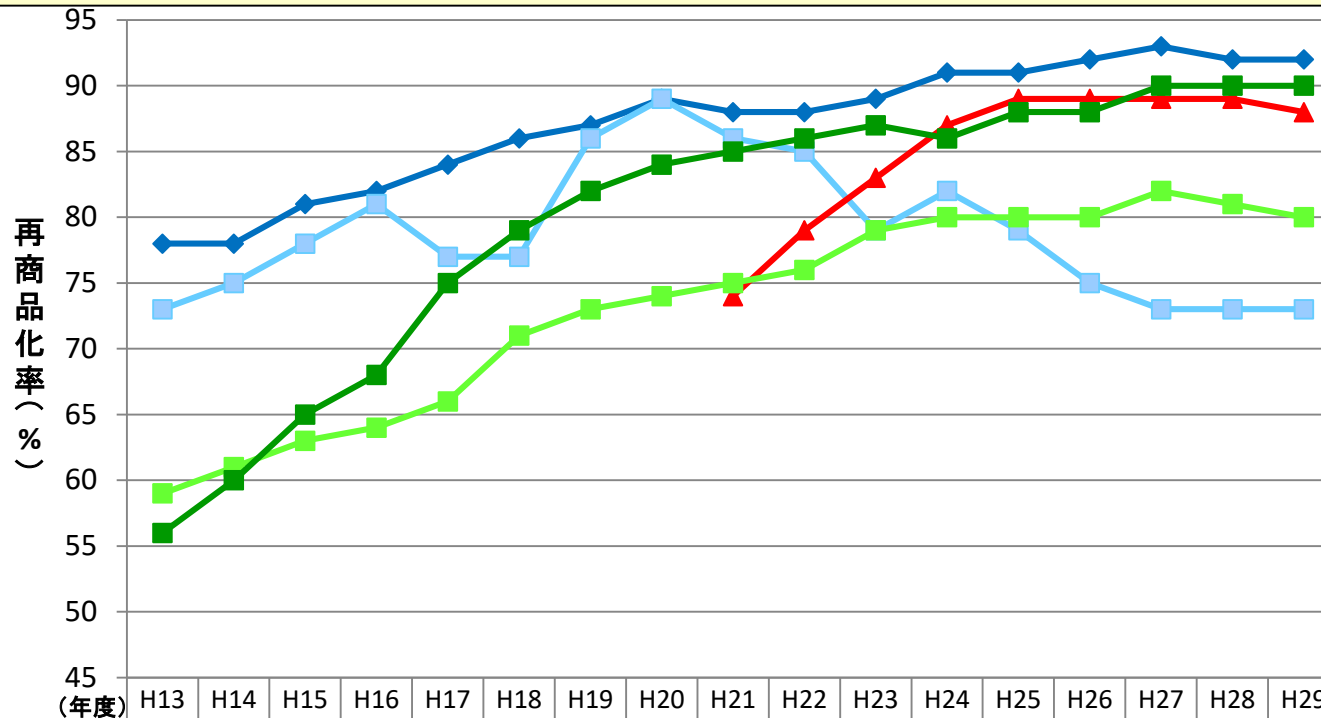


出典：平成29年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注）平成21年5月15日～平成23年3月31日購入分が家電エコポイント発行対象。平成23年7月24日に地上デジタル放送完全移行（岩手県・宮城県・福島県は24年4月1日に完全移行）

製造業者等における再商品化率の推移

- ◆ 家電リサイクル法に基づき、製造業者等には、再商品化基準が義務付けられている。
- ◆ 平成29年度、品目別の再商品化率は、エアコンで92%、ブラウン管式テレビで73%、液晶式・プラズマ式テレビで88%、冷蔵庫・冷凍庫で80%、洗濯機・衣類乾燥機で90%となっており、いずれも、引き続き、法定の再商品化基準を上回る実績を挙げている。



	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	(再商品化基準)
● エアコン		78	78	81	82	84	86	87	89	88	88	89	91	91	92	93	92	92	60%(～H20),70%(H21～),80%(H27～)
□ ブラウン管式テレビ		73	75	78	81	77	77	86	89	86	85	79	82	79	75	73	73	73	55%
▲ 液晶式・プラズマ式テレビ										74	79	83	87	89	89	89	89	88	50%(H21～),74%(H27～)
■ 冷蔵庫・冷凍庫		59	61	63	64	66	71	73	74	75	76	79	80	80	80	82	81	80	50%(～H20),60%(H21～),70%(H27～)
■ 洗濯機・衣類乾燥機		56	60	65	68	75	79	82	84	85	86	87	86	88	88	90	90	90	50%(～H20),65%(H21～),82%(H27～)

出典：平成29年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注1）液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を平成21年に対象機器に追加

（注2）平成21年度～23年度にブラウン管式テレビの再商品化率が減少したのは、一部のブラウン管ガラスが逆有償となったことによるもの。

(参考)回収率の算定方法と回収率目標

<回収率の算定方法>

$$\text{回収率} = \frac{\text{適正に回収・リサイクルされた台数}}{\text{出荷台数}}$$

※「適正に回収・リサイクルされた台数」は下記のとおりとする。

- ・製造業者等による再商品化台数、・廃棄物処分許可業者等による再商品化台数
- ・地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数

※ 分母として、排出台数、出荷台数の2つが考えられるが、排出台数については、推計でしか把握できておらず、推計誤差によって回収率目標の達成・未達成が左右される懸念があることから、出荷台数を分母として回収率を算定することとされた。

<回収率目標の考え方>

○平成25年度の回収率は約49%(1223.8万台/2500万台)である。ここから

①不法投棄の割合を半減(当時の推計0.4%(9.2万台/2500万台)⇒0.2%)

②国内外のスクラップの割合をできる限り低減(当時の推計6.4%(161万台/2500万台)⇒0%)

を達成し、①②が全て適正に回収・リサイクルされるとすると、回収率は約7%向上することから、目標水準は56%(平成30年度)とされた。

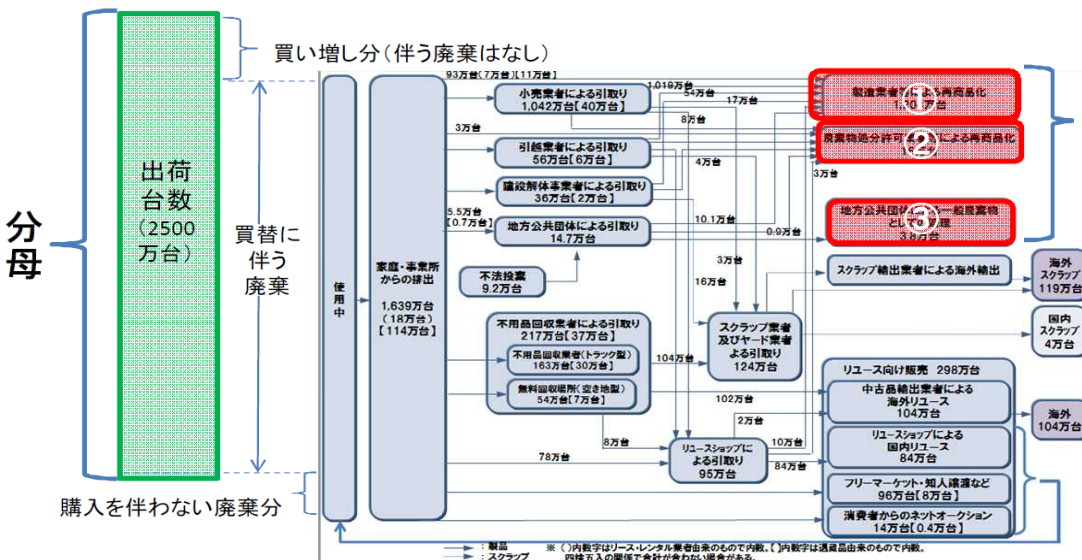


図 回収率の算定方法イメージ

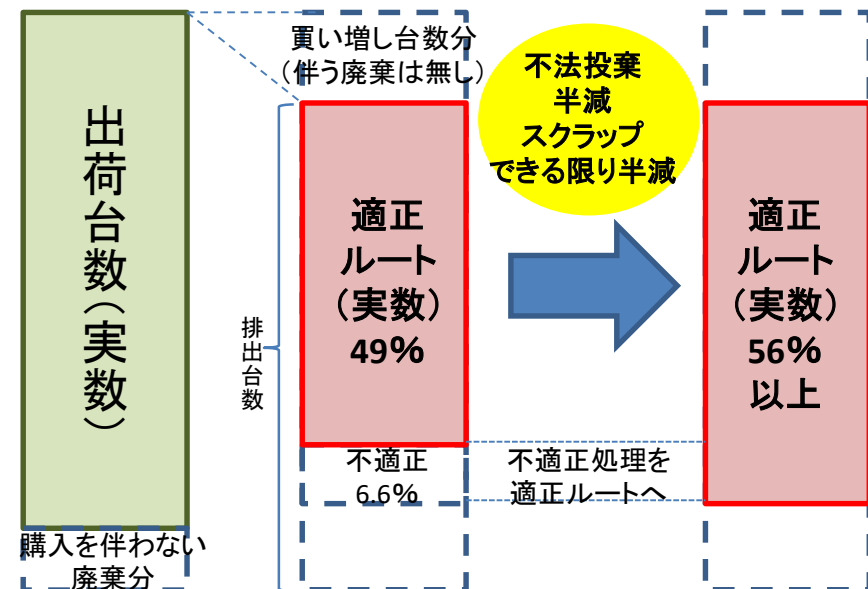


図 回収目標の考え方

平成29年度の回収率(分母:出荷台数)

○ 平成29年度の回収率は53.4%であった。平成28年度から2.7ポイント増加し、回収率目標設定以降で最高の回収率となった。

①平成29年度出荷台数:2, 218万台(※1) (平成28年度2, 197万台)

②製造業者等による再商品化台数:1, 170万台(※2) (平成28年度1, 108万台)

③廃棄物処分許可業者等による再商品化台数

産業廃棄物:10. 7万台(平成28年度2. 9万台)

一般廃棄物:2. 9万台(平成28年度2. 1万台)

④地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数:0. 0万台(平成28年度0. 0万台)

(※1) 出所:一般財団法人家電製品協会:家電産業ハンドブック2018

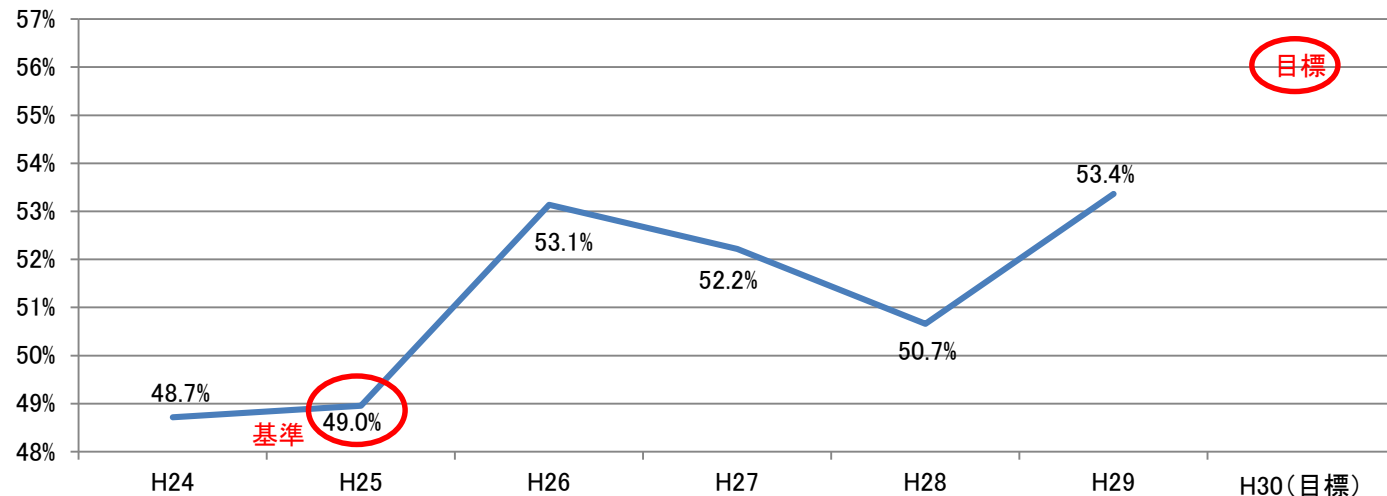
(※2) 出所:一般財団法人家電製品協会:家電リサイクル年次報告書 平成29年度版

②1, 170万台+③10. 7万台+④0. 0万台

= 53. 4%(平成28年度50. 7%)

①2, 218万台

<参考>回収率の推移



単位: 万台

		H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H30 (目標)
分母	出荷台数	2,379	2,500	2,186	2,132	2,197	2,218	
分子	家電リサイクル法:製造業者等による再商品化台数	1,134	1,204	1,148	1,101	1,108	1,170	
	廃掃法:産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	20	16	9.7	5.9	2.9	10.7	
	(うちRPIによる廃掃法の再商品化台数)	—	—	—	(0.3)	—	(8.9)	
	廃掃法:一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	6.3	2.1	2.9	
	(うちRPIによる廃掃法の再商品化台数)	—	—	—	(0.6)	—	(0.1)	
	廃掃法:地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	5	3.8	4.4	0.0	0.0	0.0	
小計:適正に回収・リサイクルされた台数		1,159	1,223.8	1,161.6	1,113.2	1,113.0	1,183.6	
回収率		48.7%	49.0%	53.1%	52.2%	50.7%	53.4%	

※ 平成26年度の回収率が増加していた理由については、消費増税に伴う平成25年度末の駆け込み需要のため、その際の買換えによって廃家電の排出も増大し、平成26年度に繰り越されて再商品化された分(62万台)が例年に比べ増加したためと想定される。

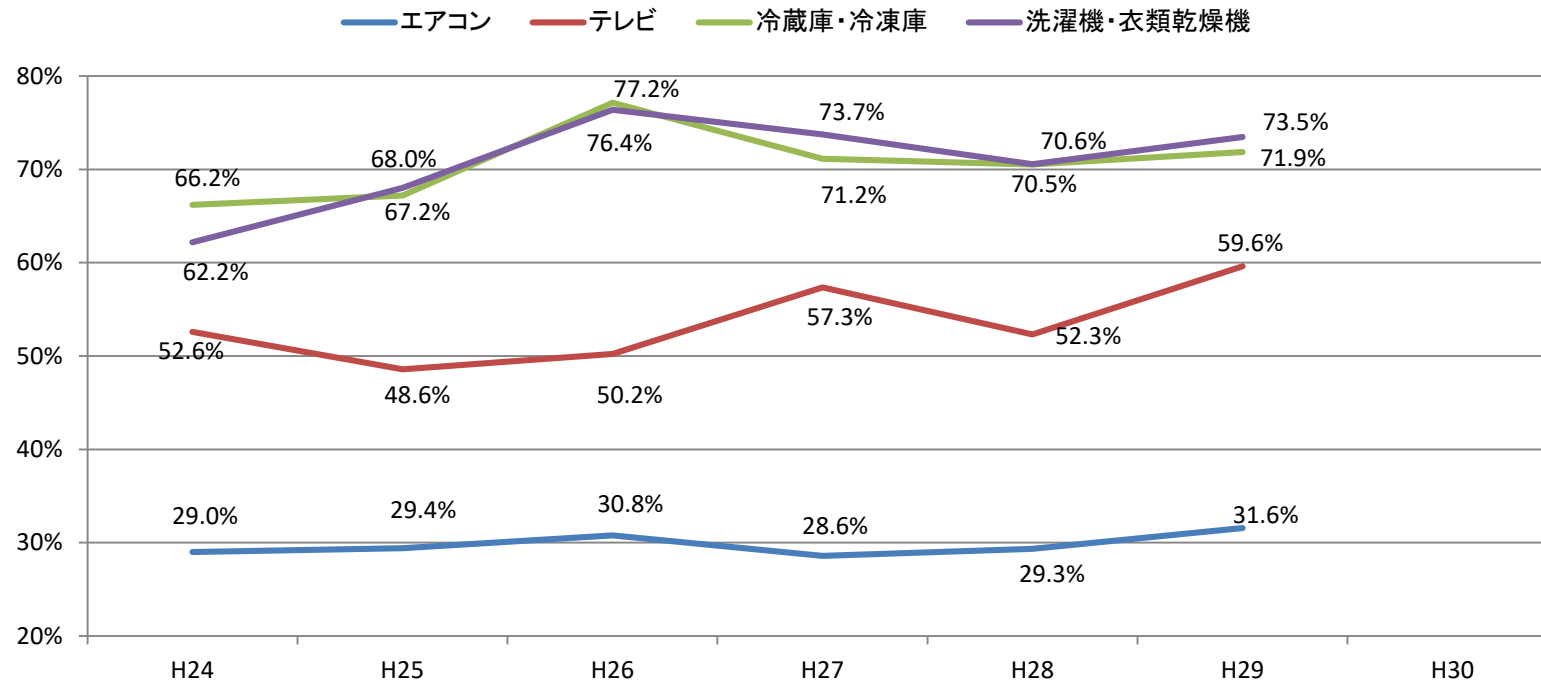
平成29年度の回収率(分母:出荷台数)について

平成29年度の回収率(分母:出荷台数)については、以下のことが考えられる。

- 平成28年度に比べ回収率が大きく伸び、アクションプランに基づく各種の取組の効果が一定程度生じているものと考えられる。
- 具体的な要素としては、排出者や小売業者に対する周知啓発などの取組に加え、
 - ・義務違反を行った小売業者に対して平成29年度に勧告を行うなど家電リサイクル法の執行に特に力を入れたこと
 - ・廃棄物処理法改正及びバーゼル法改正の施行を見据えた動きといったことが考えられる。
- また、中国による固体廃棄物の輸入規制による雑品輸出ルート縮小の影響が生じている可能性も考えられる。
- なお、平成28年度に続き、廃棄を伴わない買増し台数の増加(→出荷台数を分母とする回収率を押し下げる効果あり)の発生や、引取台数より再商品化台数が少なかったことによる影響は生じているものと考えられる。

分母	分子	回収率		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
出荷台数	再商品化台数	52.2%	50.7%	53.4%
出荷台数	指定引取場所の引取台数	51.6%	51.2%	54.0%
排出台数	再商品化台数	63.9%	63.8%	67.1%
排出台数	指定引取場所の引取台数	63.1%	64.5%	68.3%

(参考)4品目別の回収率の経年比較



単位: 万台

エアコン		H24	H25	H26	H27	H28	H29
分母	出荷台数	852	942	809	817	853	906
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	236	272	247	233	250	282
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	11	5	2	0.09	0.09	3.93
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	0.36	0.14	0.17
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	0	0	0.1	0	0	0
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	247	277.0	249.1	233.45	250.23	286.10
回収率		29.0%	29.4%	30.8%	28.6%	29.3%	31.6%

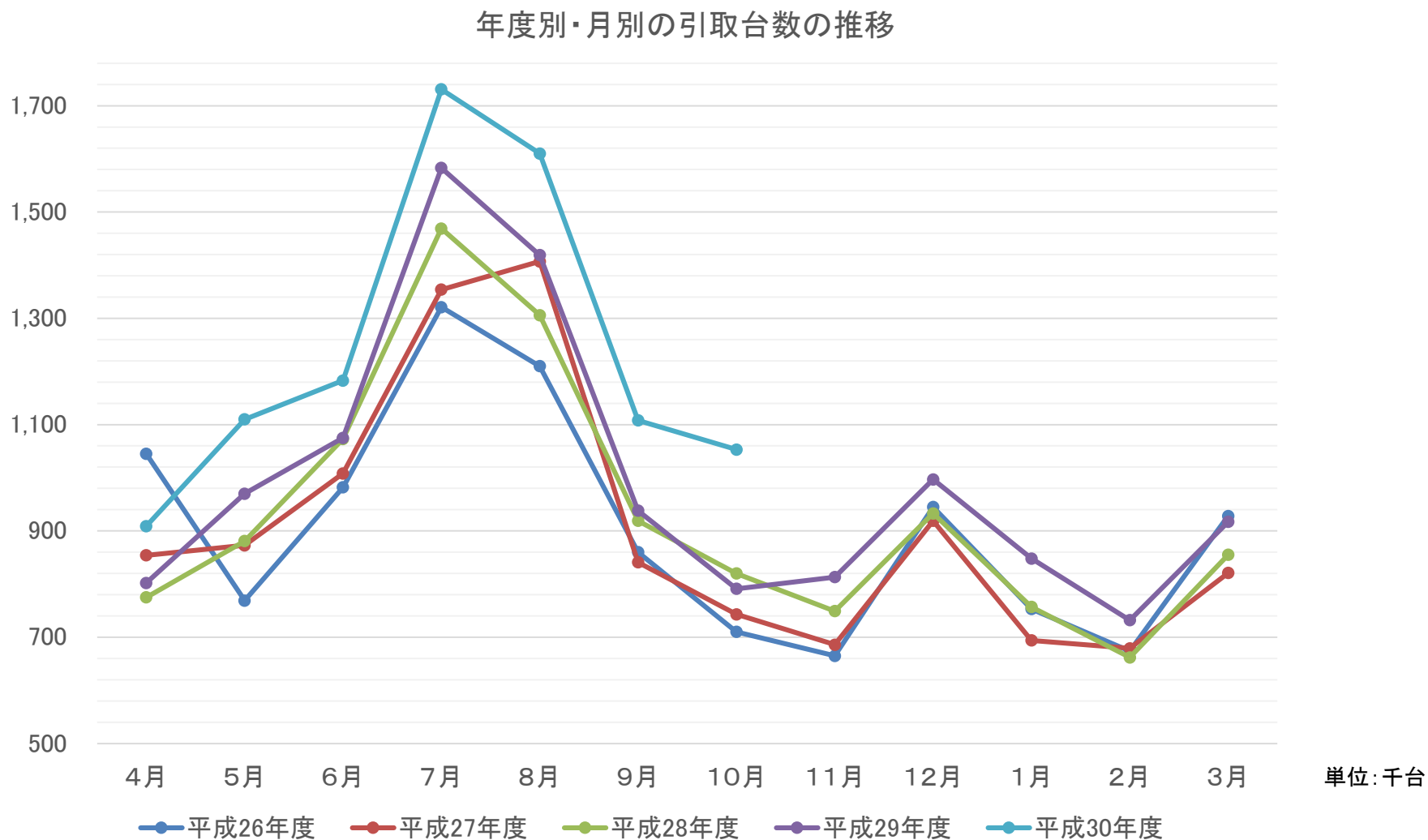
冷蔵庫・冷凍庫		H24	H25	H26	H27	H28	H29
分母	出荷台数	447	484	390	397	403	412
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	293	322	298	280	283	293
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	2	2	2	0.95	0.57	2.20
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	1.53	0.57	0.83
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	1	1	0.9	0	0	0
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	296	325.0	300.9	282.48	284.14	296.03
回収率		66.2%	67.2%	77.2%	71.2%	70.5%	71.9%

テレビ		H24	H25	H26	H27	H28	H29
分母	出荷台数	577	558	545	490	467	424
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	295	265	268	277	243	249
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	4	3	3	0.69	0.30	2.49
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	3.28	0.95	1.27
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	4	3	2.7	0	0	0
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	303	271.0	273.7	280.97	244.25	252.76
回収率		52.6%	48.6%	50.2%	57.3%	52.3%	59.6%

洗濯機・衣類乾燥機		H24	H25	H26	H27	H28	H29
分母	出荷台数	504	516	442	429	474	476
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	311	345	335	311	332	347
	廃掃法: 産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	2	6	2	4.20	1.96	2.11
	廃掃法: 一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	1.16	0.48	0.62
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	0	0	0.6	0	0	0
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	313	351.0	337.6	316.36	334.44	349.73
回収率		62.2%	68.0%	76.4%	73.7%	70.6%	73.5%

(参考) 平成30年度の引取台数の状況について

- 平成30年度の指定引取場所における引取台数は平成29年度を上回る形で推移している。
- 平成30年度における10月までの累計引取台数は8,703千台となり、平成29年度の同期間累計引取台数7,578千台から14.8%増加した。



フロー推計結果（4品目合計：平成29年度）

